

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程の一部改正について

1 改正趣旨

現行では入学の年の3月1日現在に勤務する企業又は団体の所在地を特待奨学生の資格の一つと定めているが、これは過去において入学前の3月に春学期の授業料を徴収していたためである。しかし現在は入学後の4月に徴収しているため、基準日を「4月1日現在」とする改正を行うもの。また付随して申請の時期を「入学後速やかに」に改正する。

2 改正内容

No.	改正条文	区分	改正内容
1	第2条第2項	特待奨学生の種類及び資格	入学の年の「3月1日現在」においてを「4月1日現在」に改定
2	第4条	特待奨学生の申請	申請時期を「入学の年の3月末日までに」から「入学後速やかに」に改定

3 改正規程

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程

4 施行期日

令和6年4月1日

**公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程の
一部を改正する規程の制定について（案）**

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程の一部を改正する規程

令和5年 月 日

規程第 号

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程（平成21年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3月1日」を「4月1日」に改める。

第4条中「入学の年の3月末日までに」を「入学後速やかに」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2条 特待奨学生の種類及び資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会人特待奨学生 大学院の博士前期課程において社会人選考選抜及び社会人推薦選抜を経て入学を許可された者又は博士後期課程において社会人特別選抜を経て入学を許可された者のうち、入学の年の<u>4月1日現在</u>において、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村（以下、「青森市等」という。）に所在する企業又は団体に勤務する者並びに青森市等以外の青森県内に所在する企業又は団体に勤務する者で、学業成績が特に優れ、かつ人物優秀であると認められるもの</p> <p>(特待奨学生の申請)</p> <p>第4条 特待奨学生を希望する者は、社会人特待奨学生にあつては<u>入学後速やかに</u>、学内進学特待奨学生にあつては学内推薦選抜出願時に所定の書類を添えて理事長に申請しなければならない。</p> <p><u>附 則（令和5年規程第〇号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条 特待奨学生の種類及び資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会人特待奨学生 大学院の博士前期課程において社会人選考選抜及び社会人推薦選抜を経て入学を許可された者又は博士後期課程において社会人特別選抜を経て入学を許可された者のうち、入学の年の<u>3月1日現在</u>において、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村（以下、「青森市等」という。）に所在する企業又は団体に勤務する者並びに青森市等以外の青森県内に所在する企業又は団体に勤務する者で、学業成績が特に優れ、かつ人物優秀であると認められるもの</p> <p>(特待奨学生の申請)</p> <p>第4条 特待奨学生を希望する者は、社会人特待奨学生にあつては<u>入学の年の3月末日までに</u>、学内進学特待奨学生にあつては学内推薦選抜出願時に所定の書類を添えて理事長に申請しなければならない。</p>